

# >> Vol.15 町長コラム

このコーナーでは毎月、小園町長が町民の皆さんに届けたいメッセージを綴ります。

## まずは「レッテル貼り」をやめること

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の森喜朗会長が、いわゆる「女性差別発言」で辞任を余儀なくされました。「メディアが発言を意図的に切り取った」という声も上がりましたが、そもそもほめていたとしても「女性だから」「男性だから」とレッテルを貼ること自体が良くないことです。

辞書編纂者の飯間浩明さんは以前、Twitterで「コーラを飲んだという話をしたら、『男の人ってコーラが好きですね』と言われたことがあります。なぜ男全体の話になるのか、ほくが男だからコーラを飲んだわけじゃないよ、と思ったものです。」とつぶやきました。ほめてもけなしてもいない場合でも、レッテルを貼ること自体が強い違和感を生じさせる一つの例でしょう。

こういった発言をした森氏について、ネット上では「老害」という言葉が投げつけられました。goo辞書によると、「老害」とは「企業や政党などで、中心人物が高齢化しても実権を握りつづけ、若返りが行われていない状態」とあります。

あらゆる年代の人が活躍できる社会が望ましいという観点から、辞書に書かれているような状態は確かに改善されたほうが良いとは思われます。しかし、今回のネット上の反応の中には、高齢者であること自体が悪いことだと無条件に考えているようなものも多く、大いに首をかしげました。

「女性差別」発言を非難している人が自ら「高齢者差別」をしている状態です。「女性とはこういうものだ」「高齢者とはこういうものだ」というステレオタイプによるレッテル貼りは、その人が思い込んでいる「典型例」から外れる人を無意識のうちに苦しめることにもなります。

コロナ禍における成人式の中止に関しても国内では「(重症化しやすい)高齢者のために若者が我慢させられている」という論調が目立ちましたが、御代田出身の新成人はおおむね冷静に受け止めていただいていると感じております。性別による分断、年齢による分断、その他、属性にかかわるあらゆる分断にストップをかけるために一人一人の不断の努力が求められる時代となりました。

## Shin ri shi 心理師

コラム「ココロのカタチ」

Vol.2

「心理師(士)の役割は？」

## Okamoto Nao to 岡本直人



町職員として初の  
公認心理師・臨床心理士

今回は公認心理師・臨床心理士の「仕事」に焦点を当てたいと思います。

心理師(士)の仕事は、①情報収集、②直接支援、③間接支援、④情報発信の4つに大きく分けられますが、これだけだとまだわかりにくいので、実際に学校現場での取り組みと照らし合わせて説明していきます。

- ①情報収集は、支援を必要としている相手(主に児童生徒)に関する情報を集めることです。巡回という形で学校での様子を見させてもらったり、本人と直接話したり、あるいは保護者や先生など関係者から話を聞いたりします。場合によっては、心理検査を実施することもあります(心理検査については別の機会に説明します)。
- ②直接支援は、児童生徒に対して直接関わることです。いわゆるカウンセリングのように話を聞くこともあれば、年齢や相談ごとのテーマによっては遊びや運動を取り入れたり、心理学の使える豆知識(ちょっとした対処法)を教えたりもします。
- ③間接支援は、児童生徒の保護者や担任の先生たちと関わることです。保護者との面接、先生へのコンサルテーション、保護者や関係者を集めての懇談会などが該当します。
- ④情報発信は、児童生徒、保護者、先生、地域住民の方々を対象に講習や研修を個別あるいは集団に実施することです。最近では児童生徒向けにはコロナ禍のストレス対処について、保護者向けには子どもの行動の意味や理解の仕方について、先生向けには心理検査の見方などについて実施しました。

以上、公認心理師・臨床心理士の「仕事」として、これら①～④を同時並行に進めているところです。ちなみに実数では、現在のところ③が一番多いです。ある意味、「子ども支援」は「大人支援」と言えるのかもしれない。

# 交通災害共済

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。町から各世帯へ送付する「交通災害共済加入のご案内」通知ハガキをご持参の上、所定の金融機関で掛金の納入をしてください。

令和3年3月31日までに申し込みをされた方は、令和3年4月1日から加入できます。どうぞお早めにお申し込みください。

### 共済掛金(年額)

15歳以上 400円 15歳未満は町による公費負担となります(平成18年4月2日以降生まれの方)

### 共済期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から令和4年3月31日まで)

### 納入場所

- ㈱八十二銀行本支店 ● 上田信用金庫本支店
- 佐久浅間農業協同組合御代田支所
- 郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 会計課(役場1階1番窓口)

### 交通事故が発生したら

交通事故で負傷したときは、すぐに最寄りの警察署に届け出てください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙などは総務課庶務係(役場2階15番窓口)にてお渡しします。請求期限は、事故発生日から2年以内です。

### 【共済見舞金】

種別	区分及び算定	共済見舞金の額	
死亡見舞金	死亡の場合	200万円	
	傷害基礎見舞金	2万円	
傷害見舞金	入院1日当たり	2千円	
	通院1日当たり	1千円	
障害見舞金	障害者手帳等 (植物症は1、2級と同等)	1、2級	100万円
		3級	60万円
		4級	25万円

1. 入通院をされた場合、傷害基礎見舞金に入通院の金額を加算します。**2日以上**の入通院が支給対象となります。
  2. 傷害見舞金の支給上限は40万円です。(障害見舞金との併給可)
  3. 事故が原因で入通院され死亡した場合、最初に傷害見舞金等を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金等を除いた金額をお支払いします。
  4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。
  5. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とします。
  6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書600円、診断書にあっては、2通までを対象に実費(上限5,000円/1通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるものがが必要です。
- ※上記共済見舞金は、令和3年4月1日以降に発生した交通事故から適用となります。



問い合わせ先  
総務課庶務係  
(32) 3111



写真提供：株式会社Flora

## 御代田町ふるさと大使 NGT48 安藤千伽奈さん「20歳」に

御代田町ふるさと大使のNGT48安藤千伽奈さんは、1月13日に20歳の誕生日を迎えました。

誕生日には、みよたんからのお手紙と今後の活動に使っていただく、名刺入れをプレゼントしました。その様子を町公式YouTubeチャンネル「みよた動画」に公開していますので、ご覧ください。



みよた動画  
二次元コード

問い合わせ先 企画財政課企画係 (32) 3112